

科学と社会委員会
課題別審議等査読分科会
(第24期・第1回)
議事次第

1. 日 時 平成30年10月4日(木) 13:00～13:30
2. 会 場 日本学術会議 5-C(1)会議室
3. 議 題
 - (1) 役員を選出
 - (2) 提言等のフォーマット及びチェックシートの変更について
 - (3) その他

(添付資料)

資料1	課題別審議等査読分科会設置提案書及び委員名簿	1
資料2	提言等の提出チェックシート改定案	3
資料3-1	科学と社会委員会課題別審議等査読分科会 担当委員一覧(第23期)	5
3-2	科学と社会委員会課題別審議等査読分科会 担当委員枠表(第24期)	6
参考資料1	課題別委員会の設置及び報告に係る指針について	7
参考資料2	部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン	8

科学と社会委員会分科会の設置について

分科会等名： 課題別審議等査読分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	科学と社会委員会
2	委員の構成	委員会の委員及び各部の6名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	勧告、要望及び声明並びに課題別委員会が作成する提言及び報告の草案の査読に関して、それぞれの分野に係る専門的知見を有する者の見識も生かしつつ、より充実した査読を行うために、設置するものである。
4	審議事項	勧告、要望及び声明並びに課題別委員会(大学教育の分野別質保証委員会を除く)及び幹事会附置委員会が作成する提言及び報告の草案の査読に関すること
5	設置期間	平成29年12月22日～平成32年9月30日
6	備考	※事実上23期からの継続

第 24 期 科学と社会委員会
課題別審議等査読分科会委員名簿

平成 30 年 8 月現在

	氏 名	所属・職名	備 考
	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構副理事	第三部会 員、副会長
	遠藤 薫	学習院大学法学部教授	第一部会員
	小林 傳司	大阪大学教授・理事・副学長	第一部会員
	藤原 聖子	東京大学大学院人文社会系研究科教授	第一部副部 長
	松浦 純	東京大学名誉教授	第一部会員
	甲斐 知恵子	東京大学医科学研究所教授	第二部会員
	小安 重夫	国立研究開発法人理化学研究所理事	第二部会員
	西村 いくこ	甲南大学教授、日本学術振興会学術システム研 究センター副所長	第二部会員
	平井 みどり	神戸大学名誉教授	第二部副部 長
	古谷 研	創価大学大学院工学研究科教授、東京大学特任 教授	第二部会員
	高橋 桂子	国立研究開発法人海洋研究開発機構地球情報 基盤センター センター長	第三部幹事
	坪井 俊	東京大学大学院数理科学研究科教授	第三部会員
	中村 崇	東北大学名誉教授	第三部会員
	藤井 良一	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 長	第三部会員

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル、SDGs との関連の有無を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	1. はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	1. はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	1. 部局名： 2. いいえ
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	1. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	1. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	1. はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	1. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	1. はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	1. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	1. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	1. はい 2. いいえ

※チェック欄で「いいえ」を記入した場合、その理由があればお書きください

参考： 日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。
<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/1>

和文タイトル _____

英文タイトル (ネイティブ・チェックを受けてください)

◎ SDGs (持続可能な開発目標) との関連 (任意)

以下の 17 の目標のうち、提出する提言等 (案) が関連するものに○をつけてください (複数可)。提言等公表後、学術会議 HP 上「SDGs と学術会議」コーナーで紹介いたします。

1. () 貧困をなくそう
2. () 飢餓をゼロに
3. () すべての人に保健と福祉を
4. () 質の高い教育をみんなに
5. () ジェンダー平等を実現しよう
6. () 安全な水とトイレを世界中に
7. () エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. () 働きがいも経済成長も
9. () 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. () 人や国の不平等をなくそう
11. () 住み続けられるまちづくりを
12. () つくる責任つかう責任
13. () 気候変動に具体的な対策を
14. () 海の豊かさを守ろう
15. () 陸の豊かさも守ろう
16. () 平和と公正をすべての人に
17. () パートナリーシップで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは

2015 年 9 月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHP をご覧ください。

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

記入者 (委員会等名・氏名) :

科学と社会委員会課題別審議等査読分科会 担当委員一覧(第23期)

課題別	委員会等	査読委員 決定日	査読分科 会委員							査読分科会委員					査読分科会委員			
			遠藤薫 (第一部) 【社会学】	小玉重夫 (第一部) 【心理学・ 教育学】	杉田敦 (第一部) 【政治学】	本田由紀 (第一部) 【社会学】	石川冬木 (第二部) 【基礎生物】	城石俊彦 (第二部) 【基礎生 物】	戸山芳昭 (第二部) 【医学】	小田切徳美 (第二部) 【農学】	小原雄治 (第二部) 【生物学】	生源寺真一 (第二部) 【農業経済】	川合真紀 (第三部) 【化学】	小松利光 (第三部) 【土木工 学・建築 学】	渡辺美代子 (第三部) 【総合工学】	磯部雅彦 (第三部) 【土木工 学・建築 学】	木村学 (第三部) 【地球惑星 科学】	吉田進 (第三部) 【電気電子 工学】
課題別	1 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会	26.12.25		○			○		(*)				○					
	2 オープンサイエンスの取組に関する検討委員会	27.4.15				○				○					○			
	3 東日本大震災に係る学術調査検討委員会	26.12.25	○					○								○		
	4 東日本大震災復興支援委員会 ①エネルギー供給問題検討分科会 ②汚染水問題対応検討分科会 ③原子力発電所事故に伴う健康影響と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会	26.12.25	○ (②汚染水)			○(①エネル ギー)				○(①エネル ギー)				○(①エネル ギー)	○ (②汚染水)		○ (③原子力)	
	5 原子力利用の将来像についての検討委員会 ①原子力発電の将来検討分科会	26.12.25				○					○							○
	6 フューチャー・アースの推進に関する委員会	26.12.25			○		○						○					
	7 科学研究における健全性の将来像についての検討委員会 ①研究健全性問題検討分科会	26.12.25	○					○						○				
	8 学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会	26.12.25		○					○					○				
	9 移転検討委員会	26.12.25			○					○					○			
課題別	10 科学者に関する国際人権問題委員会 ①国際対応人権分科会	26.12.25				○				○						○		
	11 学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会	27.4.15			○							○					○	
	12 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会	27.9.11	○				○						○					
	13 防災減災・災害復興に関する学術連携委員会	27.9.11		○				○					○					
課題別	14 若手アカデミー ①若手による学術の未来検討分科会 ②若手科学者ネットワーク分科会 ③イノベーションに向けた社会連携分科会 ④国際分科会	27.10.19			○ (①未来)	○ (②ネット)			○ (①未来)	○ (②ネット)		○ (③イノバ)	○ (④国際)	○ (①未来)	○ (②ネット)	○ (③イノバ)	○ (④国際)	
	15 科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会	27.10.19			○		○						○					
	16 安全保障と学術に関する検討委員会	28.7.21				○		○					○					
	17 医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会	28.7.21	○						○				○					
18 放射性核種による汚染に係る環境浄化の基礎科学に関する委員会	28.3.3		○						○			○						

■は委員会委員・分科会委員に就任されているもの
(*)は第22期に当該委員会の査読委員を担当されていた委員

科学と社会委員会課題別審議等査読分科会 担当委員枠表(第24期)

委員会等	査読委員 決定日	遠藤薫 (第一部) 【社会学】	小林傳司 (第一部) 【哲学】	藤原聖子 (第一部) 【哲学】	松浦純 (第一部) 【言語・文 学】	甲斐知恵子 (第二部) 【基礎医 学、食料科 学】	小安重夫 (第二部) 【基礎生物 学、基礎医 学】	西村いくこ (第二部) 【基礎生物 学】	平井みどり (第二部) 【薬学】	古谷研 (第二部) 【食料科 学、環境 学】	高橋桂子 (第三部) 【地球惑星 科学、環境 学】	坪井俊 (第三部) 【数理科 学】	中村崇 (第三部) 【材料工 学、総合工 学】	藤井良一 (第三部) 【地球惑星 科学】
1 防災減災学術連携委員会														
2 科学技術を生かした防災・減災 政策の国際的展開に関する検 討委員会														
3 フューチャー・アースの推進と連 携に関する委員会														
4 自動車の自動運転の推進と社会 的課題に関する委員会														
5 人口縮小社会における野生動物 管理のあり方の検討に関する委 員会														
6 経度認知症に関する検討 委員会														
7 人口縮小社会における問題解決 のための検討委員会														
8 国際リアコライダー計画の見 直し案に関する検討委員会														

〔  は委員会委員・分科会委員に就任されているもの 〕

● 課題別委員会の設置及び報告に係る指針について

〔平成 19 年 5 月 24 日
日本学術会議第 38 回幹事会決定〕

課題別委員会の設置及び報告の取扱いについては、他の内規等に定めるもののほか、次の指針に従って進める。

1. 設置の提案

設置の提案に当たり、提案者は次の事項を整理するものとする（A4版3枚程度とし、その他の必要な資料等は添付する）。

(1) 課題の内容

① 課題の概要

② 審議の必要性

〔 ・ 報告は主として誰を対象とし、どのように活用されることを想定するか
・ 課題につき、達成すべき結果、もたらすべき成果は何か 等 〕

③ 課題に関連し、日本学術会議が過去（又は現在）に行っている検討や報告等があるか。ある場合、それとの整合性

④ 課題に関連し、政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーが出した報告、方針等があるか。ある場合、それとの関係

⑤ 各府省等からの審議要請があるか

(2) 審議の進め方

① 課題検討への主体的参加者は誰か

② 必要な専門分野

（※ 委員会の構成に当たっては、各部から一定割合の委員が必ず入る）

③ 中間目標を含む完了に至るスケジュール

(3) その他課題に関する参考情報

2. 提案の審査

提案の審査は次の観点から行うものとする。

（【 】内は、主な判断材料となる課題別委員会設置提案書の項目）

(1) 課題設定は適切か

○ 最終成果物である報告書はどの程度まで役立つものになるか

【4 (1) ~ (5)】

〔 ・ 政府機関、科学機関、事業者、あるいは市民にとって重要な情報となるか
・ 科学技術政策等への建設的な新たな提言となるか
・ IAC、SCAなどへの貢献として国際的な意義を有するか
・ 各府省との関係強化に役立つか 等 〕

○ 関係府省、国際機関、学協会等の最新の動きをフォローしているか

【4 (1)、(2)、(4)】

○ 日本学術会議の能力で、所期の結果または成果を達成できるか

【4 (1)、5 (1) ~ (3)】

○ 提案は現在の日本学術会議のプレゼンス向上にどの程度寄与するか

- (2) 報告のタイミングは適切か 【4 (1)、(2)、(5)】
【4 (2)、5 (3)】
(3) 日本学術会議として他の課題に優先して取り組むべきものか 【4 (1)、(2)】
(4) その他

3. 報告書作成の支援体制

(1) 委員会設置時

委員会設置が決まった段階で、科学と社会委員会の課題別審議等査読分科会は、その中から当該委員会を担当する3名（以下「担当委員」という。）を決める。担当委員は、委員会の設置時から報告の了承に至るまで、オブザーバーとして委員会に出席することができ、必要に応じて、検討の経緯や状況等を委員会に問合せ、その結果を科学と社会委員会委員長に連絡する。（当該3名の担当委員は、報告書査読の主担当責任者となる。）

(2) 中間報告

担当委員からの報告に基づき、適切な時期に、科学と社会委員会委員長は、当該課題別委員会委員長に対し、幹事会において次の事項を含む進捗状況を報告するよう、助言する。

- ① 活動の内容、実績
- ② 予想外の事態又は遅延が生じているか、当初のスケジュールが維持されているか、当初予定通り、結果を達成できる見通しか。

(3) 報告のとりまとめ

報告のクオリティと戦略性を担保するため、担当委員は、特に報告のとりまとめに際して助言を与えるとともに、科学と社会委員会委員長との連絡を密にし、必要に応じて会長等と協議する。

〔助言を行う際の視点〕

報告内容の質、対外公表のタイミング、関係府省との調整状況等、多角的な観点から助言、勧告を行う。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成20年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成20年5月7日）

附 則（平成24年4月9日日本学術会議第149回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日日本学術会議第206回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

●部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会による勧告・要望・ 声明・提言・報告の作成手続きに関するガイドライン

〔平成19年5月24日
日本学術会議第38回幹事会決定〕

0. 「日本学術会議の運営に関する内規」(平成17年10月4日)には、部、課題別委員会及び幹事会の附置委員会(以下、「委員会」という)の長が勧告・要望・声明・提言・報告(以下、「勧告等」という)を作成する場合には、その草案を科学と社会委員会にまず提出して内容の適切性及び過去10年間に日本学術会議が公表した勧告等との関連性について助言を得るべきこと、幹事会への提案に際しては、科学と社会委員会の助言に基づく修正案を作成すべきことが規定されている。この規定に基づいて、昨年10月以来、科学と社会委員会は提出された勧告等の草案に対して内部査読機能を担って助言活動を行ってきたが、その経験に基づき、助言の観点とその手続きを明示して今後の活動を円滑化するために、以下のガイドラインを作成することにした。ただし、大学教育の分野別質保証推進委員会の提言及び報告は除く。

1. 部及び委員会の長が勧告等の草案の検討を科学と社会委員会に付託する場合には、最終案の提出を意図する幹事会の開催日の少なくとも一ヶ月前までに、完結した草案を提出するものとする。ここで「完結した草案」とは、「日本学術会議の意思の表出における取扱要領」(平成18年6月22日)に規定された様式にしたがって準備され、十分な推敲を重ねて高い完成度を備えた文書を指している。科学と社会委員会による助言は、勧告等の内部的な整合性、過去10年間の公表文書との通時的な整合性、日本の科学者集団の代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性、内容の実行可能性と受容可能性に関する判断に焦点を絞って行われるものであって、文章の不備や矛盾をチェックする作業等は、勧告等を作成する部及び委員会の長が責任を持って行うべきものである。

2. 過度に長文の文書は、勧告等の目的にとってむしろマイナスの効果すら持ちかねない。勧告等を作成される部及び委員会の長は、文書の本文部分の標準的な長さは最大限でも20ページ程度(font size12, paper size A4)を標準的なサイズと考えて、簡潔・直裁・平明な表現を用いて読み易い文書を作成すべきである。勧告等の正確な理解に役立つと考えられる場合に最小限度の補足資料を添付されることは妨げないが、本文のメッセージは補足資料とは独立に読めるように配慮される必要がある。また、日本学術会議の勧告等はあくまで学術会議の見識と責任に基づいて社会に発信するものであって、特定の学説の推進や批判、あるいは特定分野の利益追求の手段であると誤解されるような表現は避けるべきである。

3. 勧告等を作成する部及び委員会の長は、学術会議の名を冠して発信される文書が、3部210名の会員及び2,000名近い連携会員の全体をコミットさせる性格の文書であることを十分に意識して、日本学術会議の政策提言機能が長期的・継続的・効果的に発揮できるように配慮する義務がある。

4. 設置が認められた委員会に対しては、科学と社会委員会の課題別審議等査読分科会は、その中から3名の担当委員を決め、課題検討の経緯と現状を必要に応じて問い合わせたり、確認したりする機能と、勧告等の草案を査読する機能を担わせるものとする。

5. 担当委員の査読報告に基づいて科学と社会委員会が行う助言を遵守して部ないし委員会が作成した改訂稿に対して、科学と社会委員会は幹事会に対して

- (1) 対外発信文書としての採択
- (2) 委員会の設置期間の延長と審議の継続
- (3) 文書としての位置付けの変更あるいは文書の不採択

のいずれかの勧告を行うものとする。

(別図) 勧告・要望・声明・提言・報告の査読のフロー図

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定)

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則(平成20年日本学術会議規則第1号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成20年5月7日)

附 則 (平成24年4月9日日本学術会議第149回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日日本学術会議第161回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

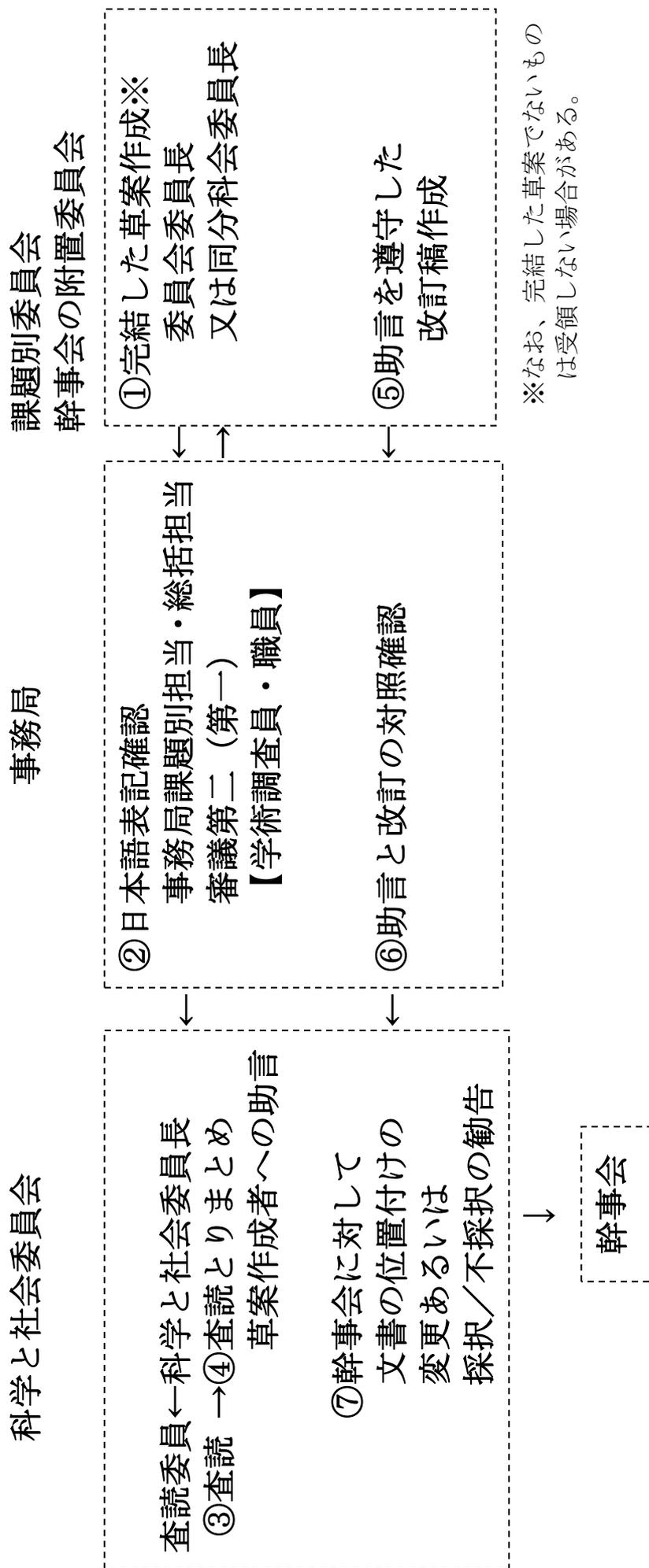
附 則 (平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日日本学術会議第206回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

(別図)

勧告・要望・声明・提言・報告の査読のフロー図
(課題別委員会、幹事会の附置委員会の場合)



※なお、完結した草案でないものは受領しない場合がある。